

社会福祉法人 長命荘

基準該当児童発達支援事業 運営規定

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人長命荘（以下「当事業所」という。）が運営するフォレストデイセンター鹿ノ台（以下「デイセンター」という。）において行う基準該当児童発達支援事業（以下「児童発達支援」という。）の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、利用者に対し、利用者が可能な限りその有する能力に応じ自立した生活を営むことができるよう支援し、適正な児童発達支援を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 児童発達支援においては、障害児の日常生活における基本的な動作の指導及び集団生活への適応訓練を、当該障害児の身体及び精神の状態並びにその置かれている環境に応じて適切に行う。

2 児童発達支援の実施に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、障害児またはその保護者に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行う。

3 児童発達支援の実施に当たっては、指導技術の進歩に対応し、適切な指導技術をもってサービスの提供を行う。

4 障害児の心身の状況を把握するとともに、必要に応じ、当該障害児の心身の特性に応じたサービスの提供ができる体制を整える。

5 児童発達支援の実施に当たっては、「児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準」〈平成24年厚生労働省令第15号〉に定める内容を遵守し、児童発達支援を実施するものとする。

(事業所の名称等)

第3条 児童発達支援を行うデイセンターの名称及び所在地は次のとおりとする。

- (1) 名称 フォレストデイセンター鹿ノ台
- (2) 所在地 奈良県生駒市鹿ノ台西1丁目5-1

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第4条 児童発達支援に勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名（常勤 兼務）
- (2) サービス管理責任者 1名（常勤 兼務）
- (3) 保育士または指導員 2名以上（うち常勤1名以上）

(営業日及び営業時間)

第5条 児童発達支援の営業日及び営業時間は次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から金曜日までとする。
ただし、12月30日から1月3日までを除く。
- (2) 営業時間 午前 9:00～午後 1:00

午後 1 : 0 0 ~ 午後 5 : 0 0 (送迎時間を含む。)

(利用定員)

第6条 児童発達支援の定員は10人とする。

(児童発達支援の内容)

第7条 児童発達支援の内容は次のとおりとする。

- (1) 戸外遊び、屋内遊び
- (2) 食事、おやつを提供
- (3) 日常生活における基本動作の訓練
- (4) 老人デイサービス利用者との交流
- (5) 送迎
- (6) 生活相談等

(利用者から受領する費用の額)

第8条 当事業所は、児童発達支援を提供した際には、利用者から児童福祉法の定める基準に基づく利用者負担額の支払いを受けるものとする。

- 2 当事業所は、法定代理受領を行わない児童発達支援を提供した際には、前項に掲げる利用者負担額について、利用者からその支払いを受けるものとする。
- 3 当事業所は、食事、おやつ等の提供をした場合は、利用者からその支払いを受けるものとする。
- 4 親子教室の利用者については、利用者負担を減額または免除することがある。
- 5 当事業所は、第1項、第2項、第3項および第4項の費用の支払いを受けた場合は、当該費用にかかる領収書を、利用者に対し交付する。

(通常の児童発達支援の実施地域)

第9条 通常の児童発達支援の実施地域は次のとおりとする。

- (1) 生駒市全域

(サービス利用に当たっての留意事項)

第10条 サービス利用に当たっての留意事項を次のとおりとする。

- (1) 利用者の状況により、オムツ等を利用者負担とする。
- (2) 異常気象・災害時等の緊急事態時は、サービスを提供できない場合がある。
- (3) 利用者の都合により利用をキャンセルした場合、基本料金の1割を請求することがある。(利用日の前日の午後5時を過ぎて連絡を受けた場合。ただし、利用日の前日が休業日の時は、直前の開業日。)
- (4) 利用開始前において発熱等体調不良(感染症を含む。)の場合、サービスの中止を求めることがある。
- (5) 利用者が故意または過失によりデイセンターの設備または備品に損害を与えた時は、その損失補償を求めることがある。

(身体拘束の廃止)

第11条 デイセンターは、利用者の処遇に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するための緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下、「身体拘束等」という。）を行わない。

2 デイセンターは、身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

3 身体的拘束適正化検討委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を独立して設置し、身体拘束廃止に関する指針を作成し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に（年2回以上）開催する。また、新規採用時には必ず身体的拘束等の適正化の研修を実施する

4 本条で規定する委員会の構成委員については、特別養護老人ホームフォレストホームの同委員会の構成委員と兼ねることがある。

(虐待の防止)

第12条 管理者は、虐待発生の防止に向け、次に定める事項を実施するものとする。また、管理者は、これらの事項を適切に実施するための担当者とする。

(1) デイセンターでは、虐待防止検討委員会を設ける。その責任者は管理者とする。

(2) 虐待防止検討委員会は、職員への研修の内容、虐待防止のための指針の策定、虐待等の相談及び苦情解決体制の整備、虐待を把握した際の通報、虐待発生時の再発防止策の検討、成年後見制度の利用支援等を行う。尚、本虐待防止検討委員会は、場合により他の委員会と一体的に行う。

(3) 職員は、年2回以上、虐待発生の防止に向けた研修を受講する。

(4) 虐待または虐待が疑われる事案が発生した場合には、速やかに市町村に報告を行い、事実確認のために協力する。また、当該事案の発生の原因と再発防止策について、速やかに虐待防止検討委員会にて協議し、その内容について、職員に周知するとともに、市町村に報告を行い、再発防止に努める。

(5) 本条で規定する委員会の構成委員については、特別養護老人ホームフォレストホームの同委員会の構成委員と兼ねることがある。

(緊急時における対応方法)

第13条 サービス提供中に、利用者の病状に急変その他緊急事態が生じたときは、速やかに家族、主治医または医療機関に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

(非常災害対策)

第14条 デイセンターは、非常災害時においては、利用者の安全第一を優先し、迅速適切な対応に努める。

2 非常災害その他緊急の事態に備えて、防災及び避難に関する計画を作成し、災害時における関係機関への通報及び連携体制を整備し、職員及び利用者に対し周知徹底を図るた

め、年2回以上避難、その他必要な訓練等を実施する。

3 デイセンターは、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民、消防関係者の参加が得られるよう連携に努める。

(苦情解決)

第15条 提供した児童発達支援に関する利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置するものとする。

2 デイセンターは、提供した児童発達支援に関し、市町村からの文書その他の物件の提出依頼もしくは提示の求めまたは市町村の職員からの質問もしくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、生駒市から指導または助言を受けた場合は、当該指導または助言に従って必要な改善を行うものとする。

3 デイセンターは、奈良県社会福祉協議会の運営適正化委員がサービスに関する苦情の調査または解決のための斡旋にできる限り協力するものとする。

(職場におけるハラスメント)

第16条 デイセンターは、適切な社会福祉事業の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

(衛生管理等)

第17条 デイセンターは、利用者の使用する食器その他の設備または飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適正に行う。

2 デイセンターは、当該施設において感染症が発生、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努める。

3 デイセンターは、感染症や非常災害の発生時において、サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるものとする。

(その他運営に関する重要事項)

第18条 デイセンターは、利用者に対する処遇に直接携わる職員の内、医療・福祉関係の資格を有さない者に対し、所定の研修を受講させるために必要な措置を講ずるものとする。また、職員の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整える。

(1) 採用時研修 採用後1ヶ月以内

(2) 継続研修 年3回

2 職員は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密は、正当な理由なく第三者に漏えいしない。

3 職員及び職員であった者に、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持させ

るため、職員及び職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持する旨をもって、従業者と雇用契約する。

4 デイセンターは、従業者、設備、備品、会計及び利用者に対する児童発達支援の提供に関する諸記録を整備するとともに、当該記録をサービス提供の日から5年間保存しなければならない。

5 この規定に定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会福祉法人長命荘理事長が定める。

附則

この規定は、平成18年5月1日から施行する。

この規定は、平成19年5月1日から施行する。(一部改正に伴うもの)

この規定は、平成20年4月1日から施行する。(第5条(2)の改正)

この規定は、平成31年4月1日から施行する。(一部改正)

この規定は、令和3年10月1日から施行する。(一部改正)

この規定は、令和6年3月16日から施行する。(一部改正)